

行政事務補助業務等積算基準

令和6年11月

四国地方整備局 技術管理課

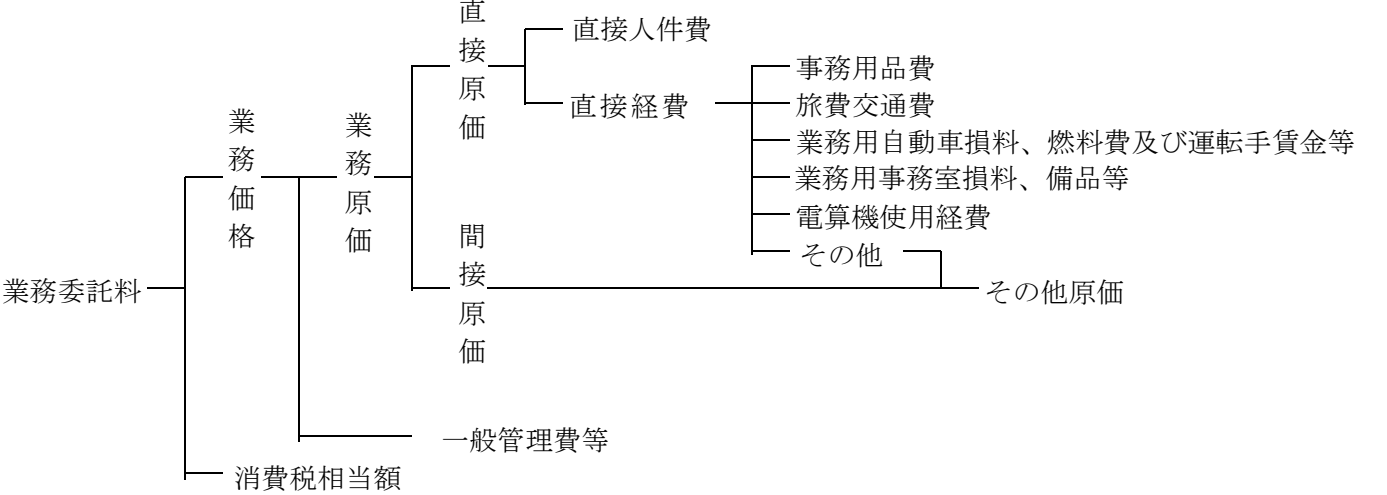
第1章 総則

1. 適用範囲

この積算基準は、国土交通省四国地方整備局(港湾空港関係除く。)が発注する土木工事に係る行政事務補助業務発注する場合に適用する。なお行政事務補助業務とは、技術資料作成等業務及び電通（機械）関係総合技術補助業務をいう。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

①直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

②直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等
- d. 業務用事務室損料及び備品費等
- e. 電算機使用経費

③直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費をその他として計上する。

2) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方法

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

$$= [(直接人件費) + (直接経費) + (その他の原価)] + (一般管理費等) + (消費税相当額)$$

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費

業務に従事する者の基準日額等は、「第2章 技術資料作成等業務 積算基準」及び「第3章 電通（機械）関係総合技術補助業務 積算基準」の標準歩掛による。

2) 直接経費

事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

①事務用品費

特に必要となる場合に計上する。

なお土木工事共通仕様書その他業務に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

②旅費交通費

旅費交通費は土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）に準ずる。

a. 発注者施設で業務を実施する場合又は担当技術者を事務所等の庁舎付近に配置する必要がある場合であって、その業務場所に通勤し業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等又は業務用事務室のうち近い方とする。

b. 現地調査について、出発基地から現地までの旅費交通費を計上するものとし、算出は「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」を準用するものとする。

③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

現地調査又は業務用事務室から発注者の事務所等までの移動に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次のa、bにより積算する。

a. 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.50）とする。

b. 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

④業務用事務室損料、備品等

担当技術者を事務所等の庁舎付近に配置する必要がある業務で、発注者施設を無償で使用できない場合に計上する。

発注者施設を無償使用する場合は計上しない。

⑤電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

⑥その他

電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

3) その他原価

その他原価は、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

4. 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更官積算金額} \times \text{直前の請負代金額} / \text{直前の官積算金額}$$

(1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

(2) 直接経費

①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、変更しないことを基本とするが、調査箇所を増減等大幅な変更があった場合には協議のうえ、変更を行う。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

- ③担当技術者を事務所等の庁舎付近に配置する必要がある業務で、発注者施設を無償使用できない場合の業務用事務室損料等は、協議のうえ必要と認められる経費について変更で計上する。
- (3)その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

第2章 技術資料作成等業務 積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、技術資料作成等業務の発注に適用する。（電通・機械・土木営繕関係を除く）

2. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

（1）業務計画

					1 業務当たり
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
業 務 計 画		1. 4			

（2）技術資料作成等業務

				1 月当たり
名 称	職 階	単位	数量	備 考
担当技術者	技術員	式	1. 0	次式による。
直接経費		式	1. 0	

（注）担当技術者については、以下のとおりとする。

・担当技術者（式/月）

= 基準日額 × 必要人数 × 19.5人/日・月 + 超過業務標準相当額

・担当技術者の基準日額は 技術員相当 を標準とする。但し、業務内容が標準的でない場合は別途考慮する。

・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定する。

・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり 30 時間相当分を計上することを標準とする。

・なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただし A、B は以下の通りとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

（3）打合せ

					1 回当たり
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
着 手 時		0. 5			1 回
中 間 時		0. 2 5			2 回 / 1 月
業務完了時		0. 5			1 回

第3章 電通（機械）関係総合技術補助業務 積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、電通・機械・土木営繕関係の総合技術補助業務の発注に適用する。

2. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 業務計画

1 業務当たり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
業 務 計 画	1. 4				

(2) 電通（機械）関係技術資料作成等業務

1 月当たり

名 称	職階	単位	数量	備 考
担当技術者	技師(C)	式	1. 0	次式による。
直接経費		式	1. 0	

(注) 担当技術者については、以下のとおりとする。

・担当技術者（式/月）

= 基準日額 × 必要人数 × 19.5人/日・月 + 超過業務標準相当額

・担当技術者の基準日額は 技師(C)相当 を標準とする。但し、業務内容が標準的でない場合は別途考慮する。

・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定する。

・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり 30 時間相当分を計上することを標準とする。

・なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただし A、B は以下の通りとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

(3) 打合せ

1 回当たり

	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備 考
着 手 時	0. 5				1 回
中 間 時	0. 5				2 回 / 1 月
業務完了時	0. 5				1 回

(3) 工事監督

工事監督業務を含む場合は、管理技術者を対象に以下の項目を計上する。

1) 工事管理

1 工事あたり

作業区分	単位	数量	職階	備 考
工事管理	人	0. 4	技師(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

2) 工事監督支援

1 月当たり

名 称	単位	数量	職階	備 考
指揮・監督業務	人	1. 1	技師 (A)	想定される担当技術者が 2 人以下の場合は、0. 5 を乗じる。